MANAGEMENT POST

Vol.30-04

www.yanagisawakaikei.net.

Yanagisawa Accounting Firm

柳澤会計グループ

〒391-0003　長野県茅野市本町西 1-40

TEL：0266-72-5060　FAX：0266-72-5063

『TOYOTA Rally challenge in 八ヶ岳茅野』開催

平成３１年４月１４日茅野市運動公園を主会場に「TOYOTA　GAZOO　Racing」の初級者向けラリー競技会（ラリーチャレンジ）が開催されます。B級ライセンスがあれば参加できる１日限りの大会で、２人１組（運転手：ドライバー、助手席：コ・ドライバー）が市販車両に同乗し、山道や公道などを１台ずつ走行し、区間（ＳＳ：スペシャルステージ）タイムの速さや運転の正確さを競う競技です。見て、応援して、体験して、みんなが遊べる車の祭典となっております。入場料無料となっておりますので是非多くの方に足を運んでいただき、茅野市のイベントを一緒に盛り上げていきましょう。

出典：茅野商工会議所様のHP

消費税増税前の事前準備 ～ 区分記載請求書 ～

今年１０月より開始される改正消費税に伴い、仕入税額控除に必要な要件となる『区分記載請求書』について、２月号でも少し触れましたが今回はその具体的な記載例をお伝えいたします。

区分記載請求書等保存方式により、軽減税率の対象品目が明確になるような請求書（納品書、領収書を含む）を発行・保存することが必要になります。下記の区分記載請求書等の記載に関する留意点、具体例をご参考のうえ、各ご対応方法についてご検討ください。

◎「区分記載請求書」の記載事項は次のとおりです。

・発行者の氏名又は名称　・取引年月日　・取引の内容　・受領者の氏名又は名称　・軽減税率の対象品目である旨（「※」印等をつけることにより明記）

・税率ごとに区分して合計した対価の額（税込）

☆取引額が３万円未満、自動販売機からの購入等請求書等の交付を受けることが難しい場合は帳簿の保存で要件を満たします。

【記載例１】記号・番号等を使用する場合

① 軽減税率の対象には「※」などを記載
② 税率ごとに区分して合計した譲渡等の対価の額（税込）を記載
③ 「※」が軽減税率の対象であることを示すことを記載

請求書

㈱○○御中　　XX年11月30日

11月分 131,200円（税込）

日付	品名	金額
11/1	小麦粉 ※ ①	5,400円
11/1	ｷｯﾁﾝﾍﾟｰﾊﾟｰ	2,200円
11/2	牛肉 ※ ①	10,800円
⋮	⋮	⋮
	合計	131,200円
②	10%対象	88,000円
	8%対象	43,200円

※は軽減税率対象品目 ③

△△商事㈱

【記載例２】同一請求書内で、税率ごとに商品を区分して区分記載請求書等を発行する場合

① 軽減税率の対象商品とそれ以外の商品とをそれぞれ「小計」を表示するなどして区分し、「８%対象　小計」「１０%対象　小計」などを記載
② ①で区分した商品を合計し、税率ごとに区分して合計した譲渡等の対価の額（税込）を記載

請求書

㈱○○御中　　XX年11月30日

11月分 131,200円（税込）

日付	品名	金額
11/1	小麦粉 ※ ①	5,400円
11/1	ｷｯﾁﾝﾍﾟｰﾊﾟｰ	2,200円
11/2	牛肉 ※ ①	10,800円
⋮	⋮	⋮
	合計	131,200円
②	10%対象	88,000円
	8%対象	43,200円

※は軽減税率対象品目 ③

△△商事㈱

【記載例３】税率ごとに区分記載請求書等を分けて発行する場合

① 軽減税率対象分の請求書については、軽減税率の対象のみであることが明らかになるよう「軽減税率対象」などを記載

② 税率ごとに区分して発行したそれぞれの請求書に、税率ごとに区分して合計した譲渡等の対価の額（税込）を記載

○ 軽減税率対象分

請求書

① （軽減税率対象）

㈱○○御中　　XX年11月30日

11月分 43,200円（税込）

日付	品名	金額
11/1	小麦粉	5,400円
11/2	牛肉	10,800円
⋮	⋮	⋮
②	合計	43,200円

△△商事㈱

○ 標準税率対象

請求書

㈱○○御中　　XX年11月30日

11月分 88,000円（税込）

日付	品名	金額
11/1	ｷｯﾁﾝﾍﾟｰﾊﾟｰ	2,200円
⋮	⋮	⋮
②	合計	88,000円

△△商事㈱

出典：軽減税率対策補助金事務局HP

家族信託②

認知症に備えて家族信託を活用しよう

状況

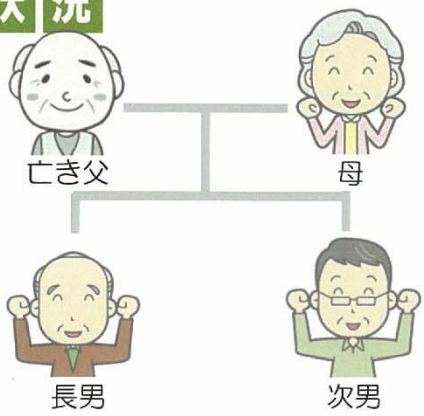

昨年夫を亡くしたお母さんには、２人の子供がおります。現在１人暮らしをしておりますが、最近体の調子が悪く自分の判断能力がなくなったら介護施設へ入所しようと考えております。
お母さんには、不動産、預金、国債などの多くの財産がありますが、自分が自宅へ戻れない状況になった場合は自宅を売却して現金で子供たちが分けてくれればよいと思っています。

設計

自分が認知症になる前に自宅不動産の管理と売却を望んでいます。お母さんを委託者、息子が受託者として万が一お母さんが認知症になった場合は不動産の管理や売却を行うことを引き受けます。お母さんを第一次受益者として財産の実質の利益を享受しますが、お母さんが亡くなった後には、長男と次男が第二次受益者として財産を引き継ぎ、売却して現金で分けることも契約の中に含めました。

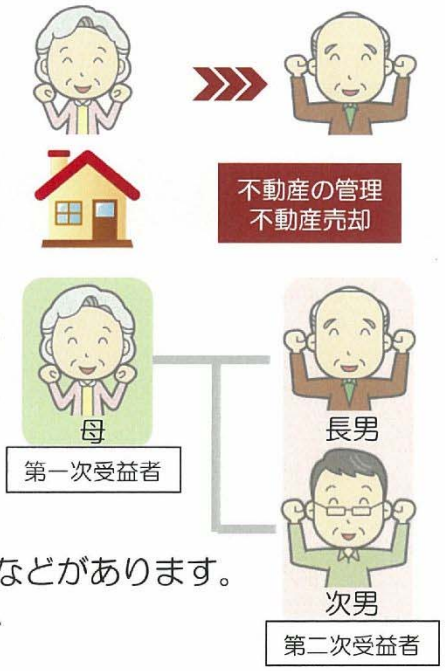

ポイント

認知症に備える方法には、
成年後見制度や財産管理委任制度などがあります。
一方、家族信託契約を結ぶことで、

本人が認知症になった後でも契約で定めたように
相続対策や資産運用を継続できることが一番のメリットです。

手続きの流れ

ヒアリング ⋙ 信託契約案の作成 ⋙ 信託契約の締結 ⋙ 信託登記の設定 ⋙ 家族信託の開始

（斉藤直人）

税金・会計 Q&A

電話加入権の評価損は、計上できますか？

市場価額の下落の場合等の電話加入権の評価損の計上はできません。

1. 電話加入権とは？

電話加入権とは、電話回線を利用する場合に必要な権利で、施設設置負担金を支払う事で発生します。

2. 電話加入権の税務上の取扱い

電話加入権は、税務上、固定資産に該当します。しかし、減価償却資産と違って、償却が認められていません。

3. 電話加入権の評価損の計上はできるか？

固定資産の評価損の計上が認められるためには、下記のような事由が必要ですが、中古市場における電話加入権の価額は、インターネット回線の普及等に伴い大幅に下落しており、その企業が１年以上利用休止していた事実により、その価額が下落したわけではないため、電話加入権の価額の下落は定資産の評価損の計上が認められる「事由」に該当しないため、評価損の計上はできません。

＜固定資産の評価損の計上事由＞

①災害により著しく損傷したこと。

②１年以上にわたり遊休状態にあること

③その本来の用途に使用することができないため他の用途に使用されたこと

④資産の所在する場所の状況が著しく変化したこと　等

電話加入権の除却損は、計上できますか？

電話加入権について、利用契約を解約した場合、除却損の計上ができます。

1. 解約による電話加入権の除却損

インターネット回線への切替え等により、電話回線が不要になり、その利用契約を“解約”したのであれば、電話加入権という権利は消滅しているため、除却損を計上することができます。

2. NTT東日本の“自動解約”に注意

ＮＴＴ東日本限定ですが、電話回線の利用休止から、最長で１０年で電話回線の利用契約が“自動解約”される仕組みがあります。

この自動解約は、契約者(企業)側から利用休止(回線使用料等が無料)の申出があった場合において５年間利用休止状態となり、その後、再利用の申出等がなければ、さらに５年間の利用休止状態が継続し、利用休止の申出から合計１０年経過した時点で“自動解約”される仕組です。また、自動解約について、ＮＴＴ東日本のホームページには、「解約に際し、お客様への事前連絡は行っておりません。」と記載されており、自動解約の事実に気づかない契約者も多いと思われます。

一般的には、インターネット回線への切り替え時等に電話回線の利用を休止しているケースが多いため、電話回線をインターネット回線へ切り替えた場合、既に電話回線の利用契約が自動解約されており、電話加入権の除却損を計上する必要があるケースがありますので、確認が必要です。

（橋本健治）

平成30年度補正 ものづくり補助金

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金の公募が始まっています。 本事業は、中小企業・小規模事業者等が取り組む、生産性向上に資する革新的なサービス開発・試作品開発・生産性プロセスの改善に必要な設備投資等を支援するものです。

◎対象要件

認定支援機関の全面バックアップを得た事業を行う中小企業・小規模事業者等であり、以下の要件のいずれかに取り組むものであること

・「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であり、３～５年で「付加価値額」年率３％及び「経常利益」年率１％の向上を達成できる計画であること

・「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善であり、３～５年で「付加価値額」年率３％及び「経常利益」年率１％の向上を達成できる計画であること

◎事業の詳細

一般型：中小企業・小規模事業者等が行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援
補助額：１００万円～１０００万円　補助率：１／２以内

小規模型：小規模な額で中小企業・小規模事業者等が行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を支援
補助額：１００万円～５００万円　補助率：１／２以内

◎公募期間

受付開始　：２０１９年２月１８日
第一次締切：２０１９年２月２３日（採択発表　３月中）
第二次締切：２０１９年５月８日　（採択発表６月中）

※詳細は中小企業庁ＨＰ等をご覧ください

（北原隆幸）

職員コラム ～ 生涯スポーツ ～　　秋山 一也

初めまして。１月より入所いたしました、秋山と申します。これからよろしくお願いします。

今年はラグビーワールドカップが日本で行われ、来年は東京でオリンピックが開催されます。県内では松本山雅がＪ１へ昇格をし、大きな話題となっています。私も趣味程度ではありますが卓球をやっており、地域のクラブチームにて汗を流しております。卓球選手の年齢層は幅広く３～４歳で始めている子もいれば、８０歳を超えて未だ現役という方もいらっしゃいます。

卓球の全国大会出場者の最高齢は９８歳だそうです。年をとっても熱心に取り組めるスポーツがあるのは非常に素敵だなと感じます。私もいつかは全国大会に出てみたいと思い日々練習をしております。何歳になるか分かりませんが・・・。

もし卓球に興味がある方がいらっしゃいましたら是非秋山に声をかけてください。お待ちしております。